

令和4年6月
国 税 庁

「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）の概要

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の改正が行われたことに伴い、上記の法令解釈通達について所要の改正を行うものです。